

中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業助成金交付要綱

(制定) 平成26年6月25日付26都環公総地第355号

(改正) 平成27年5月28日付27都環公総地第302号

(改正) 平成28年7月27日付28都環公総地第715号

(目的)

第1条 この要綱は、中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業実施要綱（平成26年5月23日付26環エ地第32号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5-3に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する中小事業所向け熱電エネルギーマネジメント支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 東京都ビジネス事業者 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱（平成17年4月25日付17環都計第22号）第3条第1項の規定による登録を受けた者
- 二 天然ガス 天然ガス、液化天然ガスその他これらを主原料とする燃料であって、当該燃料の1ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量が、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）別表第1の20の項の第5欄に掲げる天然ガス（液化天然ガスを除く。）の係数に12分の44を乗じて得た数の1.1倍未満のもの
- 三 系統電力 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持し、及び管理する電線路を介して供給される電力
- 四 耐震化事業 次に掲げるいずれかの補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受ける事業
 - ア 東京都医療施設耐震化促進事業補助金交付要綱（平成19年4月17日付18福保医救第918号）
 - イ 東京都医療施設耐震化緊急対策整備事業補助金交付要綱（平成22年4月1日付21福保医救第1318号）
 - ウ 東京都医療施設耐震化緊急整備事業補助金交付要綱（平成22年2月5日付21福保医救第832号）

- エ 東京都医療施設耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱（平成26年4月1日付25福保医救第1454号）
- オ 社会福祉施設等耐震化促進事業（児童福祉施設等耐震改修等経費）補助金交付要綱（平成21年12月7日21福保子計第475号）
- カ 社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震改修経費）補助金交付要綱（高齢）（平成21年12月14日付21福保高施第1043号）
- キ 社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震改修経費）補助金交付要綱（障害）（平成21年12月28日付21福保障居第2110号）
- ク 障害者（児）施設等耐震化等施設整備事業補助金交付要綱（平成21年12月24日付21福保障居第2126号）
- ケ 社会福祉施設等耐震化促進事業（耐震改修経費）補助金交付要綱（平成21年4月1日付20福保生保第1098号）
- コ 公衆浴場耐震化促進支援事業補助金交付要綱（平成27年4月1日付26生消生第519号）

（助成対象事業者）

第3条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第4 1(1)に掲げるもののうち次に掲げるものであって、過去に税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。

一 次条に定める助成対象事業を実施するE S C O事業者のうち次のいずれかに該当するもの

ア 第8条第1項の規定により本助成金の交付の申請を行った日（以下「交付申請日」という。）から第7条に規定する本事業の実施期限の日までの間、業種区分がE S C O事業者である東京都ビジネス事業者又は一般社団法人E S C O・エネルギーマネジメント推進協議会の会員である者

イ 国、地方公共団体その他の公的機関等と、交付申請日の属する年度から起算して過去3箇年度以内に、省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約を締結した実績がある者

二 前号に掲げる者とE S C O契約を締結し、共同して次条に定める助成対象事業を実施する施設運営者（本助成金の交付対象となる創エネ機器等（以下「助成対象機器」という。）を所有する場合又は次号に掲げる者とリース契約等（リース契約又は割賦販売の契約をいう。以下同じ。）を締結する場合に限る。）

三 第1号又は前号に掲げる者とリース契約等を締結し、共同して次条に定める助成対象事業を実施するリース事業者

2 次に掲げる個人又は団体は、助成対象事業者としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条

- 例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 二 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象事業)

第4条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、実施要綱第4 1(2)に掲げる要件を満たすものであって、助成対象機器が、実施要綱第4 1(3)に定めるもののほか、次の要件を満たすものとする。

- 一 第10条第1号に規定する条件を満たすために十分な性能の機器であること。
- 二 コージェネレーションシステム(燃料電池方式によるもの又は1台当たりの発電出力が30キロワット以上のものに限る。)については、次の式を満たすものであること。この場合において、発電効率及び排熱利用率は、いずれもパーセントで表した値とし、発電効率は定格値(高位発熱量基準)を用いること。

$$2.17 \times \text{発電効率} + \text{排熱利用率} > 87\%$$

- 三 コージェネレーションシステム(1台当たりの発電出力が30キロワット未満のものに限る。)については、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年2月16日付63環大規第202号)第6条第2項の規定による認定を受けたものであること。
- 四 未使用品であること。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、実施要綱第4 1(4)に定める経費であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象としない。

- 一 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- 二 第9条第3項の規定により公社が交付の決定をした日の前に契約を締結したものに係る経費

3 助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 1(5)に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるもの

とする。

(本事業の実施期限)

第7条 本事業の助成対象事業ごとの実施期限は、第20条第1項に規定する工事完了報告書の届出を行った日の属する年度の翌年度から起算して3箇年度目の5月末日とする。

(本助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中に助成金交付申請書(第1号様式)、誓約書(第2号様式)その他別表第1に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該申請に係る助成対象事業における次表左欄に掲げる場合に応じ、当該右欄に掲げる者が単独で又は共同して行わなければならない。

一 施設運営者とE S C O契約を締結するE S C O事業者が、助成対象機器を所有する場合	E S C O事業者
二 施設運営者とE S C O契約を締結するE S C O事業者が、リース事業者とリース契約等を締結する場合	E S C O事業者及びリース事業者
三 E S C O事業者とE S C O契約を締結する施設運営者が、助成対象機器を所有する場合	E S C O事業者及び施設運営者
四 E S C O事業者とE S C O契約を締結する施設運営者が、リース事業者とリース契約等を締結する場合	E S C O事業者、施設運営者及びリース事業者

3 前項の規定は、第12条第2項、第13条第1項、第15条第1項、第16条、第18条第2項、第19条第1項及び第20条第1項の規定により申請書等を公社に提出する場合に準用する。

(本助成金の交付決定)

第9条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、前条第1項の規定による申請をした助成対象事業者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定通知を受けた助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 助成対象機器を設置する施設（以下「助成事業実施施設」という。）においてエネルギーマネジメントを実施し、当該施設の最大使用電力を、本助成金の交付申請日から起算して過去1箇年の間の値と比較して、5パーセント以上抑制すること。
- 二 E S C O事業者と助成事業実施施設に係る施設運営者との間において、第7条に規定する実施期限の日まで有効なE S C O契約が締結されていること。
- 三 第20条第1項に規定する工事完了報告書の提出を行った日（以下「工事完了報告書提出日」という。）の属する年度の翌年度から起算して2箇年度、各年度のエネルギーマネジメントの実績について、当該各年度の翌年度の5月末日までに、エネルギーマネジメントの実績に関する報告書（第5号様式）を公社に提出すること。
- 四 コージェネレーションシステムの発電効率及び排熱利用率を検証するため、必要な計測機器を設置するとともに、工事完了報告書提出日の属する年度の翌年度から起算して2箇年度、各年度の発電効率及び排熱利用率の実績について、当該各年度の翌年度の5月末日までに、発電効率及び排熱利用の実績に関する報告書（第6号様式）その他別表第2に掲げる書類を公社に提出すること。
- 五 コージェネレーションシステムで使用する燃料は、天然ガスとすること。ただし、災害等により、天然ガスの供給が途絶した場合はこの限りでない。
- 六 災害時等に系統電力が途絶えた場合において、助成事業実施施設はコージェネレーションシステムから電力の供給を受けて可能な限り当該施設において行う事業の継続を図ること。ただし、コージェネレーションシステムの損壊その他やむを得ない理由により、コージェネレーションシステムの活用ができなかったときはこの限りでない。
- 七 助成事業者の中に、本助成金の交付により設置された助成対象機器の所有者が含まれていること。
- 八 第8条第2項の規定により共同申請が行われた場合にあつては、助成事業者に係るリース契約等に関し、次の要件を満たすこと。
 - ア 助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の規定により本助成金の交付決定通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）の工事着手の日までに、リース契約等が締結されていること。
 - イ 第7条に規定する実施期限の日まで有効なリース契約等が締結されていること。
 - ウ リース契約等におけるリース料金又は割賦販売価格について本助成金に相当する金額が減額されていること。

- 九 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。
- 十 前条第3項の規定による本助成金の交付決定通知を受領した後に都又は公社が本事業を実施した事業者の名称、事業所の名称及び所在地その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力すること。
- 十一 工事完了報告書提出日から第7条に規定する実施期限の日までの間、コージェネレーションシステムについて第4条第2号に定める要件を満たすこと。
- 十二 公社が第23条第1項の規定により本助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- 十三 公社が第24条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、公社が指定する期日までに返還するとともに、第25条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第26条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 十四 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

(契約等)

- 第11条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならない。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合はこの限りでない。

(事業開始に伴う届出)

- 第12条 助成事業者は、第9条第3項に規定する本助成金の交付決定の通知を受領した日から1年以内に、助成事業に着手しなければならない。
- 2 助成事業者は、助成事業に着手した日から14日以内に、助成事業開始届(第7号様式)その他別表第3に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

(申請の撤回)

- 第13条 助成事業者は、第9条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第8号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の規定による取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第15条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書(第9号様式)を提出しなければならない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

2 公社は、前項の規定による申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。

3 公社は、前項の規定による承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付すことができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第16条 助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書(第10号様式)を公社に提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第17条 助成事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ公社の承認を得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(工事遅延等の報告)

第18条 助成事業者は、第8条第1項の規定により提出した助成事業実施計画書に基づき工事等を進捗させるよう努めなければならない。

- 2 助成事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第11号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（助成事業の廃止）

- 第19条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第12号様式）を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、廃止を承認するものとする。
 - 3 公社は、前項の規定による承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 4 公社は、第2項の規定による承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。
 - 5 公社は、第2項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（実績の報告）

- 第20条 助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（第13号様式）その他別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の規定による提出を、平成32年12月28日までに行わなければならない。
 - 3 助成事業に係る工事と耐震化事業に係る工事を同一の中小医療・福祉施設等で同時期に行う場合においては、前項中「平成32年12月28日」とあるのは「平成33年12月28日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（助成金の額の確定）

- 第21条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第9条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し、助成金確定通知書（第14号様式）により通知するものとする。

（本助成金の交付）

- 第22条 助成事業者は、前条の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第15号様式）及び振込依頼書

- (第16号様式)を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の助成金交付請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第23条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者(法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 公社は、前項の規定による取消しをするに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 第1項の規定は、第21条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
- 4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者へに通知するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項及び第4項において「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第24条 公社は、助成事業者に対し、第14条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第17号様式)を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第26条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第3項までの規定(前項で準用する第3項を含む。)中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第25条 公社は、第23条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第26条 公社は、助成事業者に対し、第24条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第27条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(財産の管理及び処分)

第28条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)の管理及び処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)に関して、次の事項を守らなければならない。

一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間(以下「法定耐用年数の期間」とい

う。)において、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分をしてはならない。

- 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書(第18号様式)により公社の承認を受けること。
- 2 公社は、前項第2号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合は、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準(平成26年4月1日26都環総地第6号)3-2に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 4 公社は、前項の規定により、助成事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに取得財産等処分承認通知書(第19号様式)により、通知するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

- 第29条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の書類について、第20条第1項に規定する工事完了報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から15年間保存しておかなければならない。

(調査等)

- 第30条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(指導・助言)

- 第31条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるの

は「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(事業効果の報告)

第32条 公社は、助成事業者から第10条第3号又は第4号の報告書の提出を受けた場合には、速やかに都に報告するものとする。

2 助成事業者は、都が前項の規定による報告に基づき又は公社が第10条第3号若しくは第4号の規定による報告に基づき、事業者の名称、事業所の名称及び住所その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第33条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第34条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (平成26年6月25日付26都環公総地第355号)

この要綱は、平成26年6月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年5月28日付27都環公総地第302号)

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則 (平成28年7月27日付28都環公総地第715号)

この要綱は、平成28年7月27日から施行する。

別表第1（第8条関係）

	必要書類	部数
1	助成事業実施計画書（第20号様式）	1
2	助成対象事業の実施に係る同意書（第21号様式）	1
3	助成事業対象施設に関する書類	1
4	参考見積書	1
5	商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）	1
6	建物登記簿謄本（助成対象施設に係るもの・発行後3か月以内）	1
7	普通公衆浴場の許可証の写し	1
8	決算報告書（直近3年分）	1
9	法人事業税納税証明書（直近3年分）	1
10	会社・事業所概要書	1
11	施設平面図・機器配置図	1
12	システムフロー図	1
13	単線結線図	1
14	ESCO契約書案	1
15	ESCO料金計算書案	1
16	リース契約書案（リース事業者との共同申請の場合）	1
17	リース料金計算書案（リース事業者との共同申請の場合）	1
18	東京都ビジネス事業者登録通知書（写し）、ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会会員であることが分かる資料又は過去3か年以内に省エネルギーに関する包括的なサービスに係る契約締結の事実が分かる書類	1
19	現況を示す写真	1
20	想定機器カタログ	1
21	エネルギー使用量実績が分かる書類	1
22	その他公社が認める書類	1

- ・ 見積書は経費の区分（設計費、設備費、工事費）及び助成対象経費が明確に判別できるようにすること。

別表第 2 (第 10 条関係)

	必要書類	部数
1	月別の発電効率及び排熱利用率の実績が分かる書類	1
2	発電効率及び排熱利用率の実績を検証するために必要な計測機器の測定値 (帳票等)	1
3	その他公社が必要と認める書類	1

別表第 3 (第 12 条関係)

	必要書類	部数
1	工事契約書の写し	1
2	工事契約見積書の写し (複数社分)	1
3	E S C O 契約書の写し	1
4	リース契約又は割賦販売契約等の写し (リース事業者との共同申請の場合)	1
5	工事工程表	1
6	その他公社が必要と認める書類	1

別表第 4 (第 20 条関係)

	必要書類	部数
1	しゅん工図面	1
2	工事写真	1
3	試運転結果報告書	1
4	その他公社が必要と認める書類	1